

人権教育は今

特集

違いを認め、お互いの人権を尊重し合う社会へ

提言

ヘイト・スピーチと法規制

大阪経済法科大学客員研究員
弁護士 師岡 康子さん



行橋市立行橋南小学校の取組



人権教育研究指定校事業の取組から

資料 ヘイトスピーチに対する取組について



法務省作成リーフレット

- 提言 P 2
- 人権教育研究指定校事業の取組 P 6
- 学習プログラム P 10
- 資料 ヘイトスピーチに対する取組について P 12
- 視聴覚ライブラリー P 16

平成29年1月 福岡県教育委員会

【連絡先】

福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課
福岡市博多区東公園7-7

TEL 092-643-3918

FAX 092-643-3919



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。
www.bunka.go.jp/jiyuriyo

障害者OK

ヘイト・スピーチと法規制

大阪経済法科大学客員研究員
弁護士 岡 康子



1 ヘイト・スピーチとは何か

ヘイト・スピーチは2013年から悪化し、全国で年に400回近く、平均一日一回以上の割合で、どこかで行われている状態です。概ね都市圏か在日外国人などの集住地区で行われているので、直接見たことのない方も多いかもかもしれませんが、インターネットで「動画、ヘイト・スピーチ」と検索すれば多数見ることができます。動画で見ただけでも大変衝撃的ですが、現場に行くとさらにひどく、硬直して言葉を失ったり、泣き崩れている当事者の人達もいます。

ヘイト・スピーチの定義としては、人種・民族・国籍や、社会的身分など、本人が容易に変更できない属性を理由とする差別的な表現、なかでも差別を煽る表現のことを言います。構造的、社会的に弱い立場に置かれたマイノリティ（少数者）の集団に属する人達に対する表現による攻撃といえます。相手に直接ぶつけることもありますし、デモ等によって社会に訴えることもあります。デモで、「ぶち殺せ」「叩き出せ」などと叫んでいますが、社会に対して、そのような人達は差別され、排除されて当然なのだと煽っているわけです。こういうものが典型的なヘイト・スピーチです。

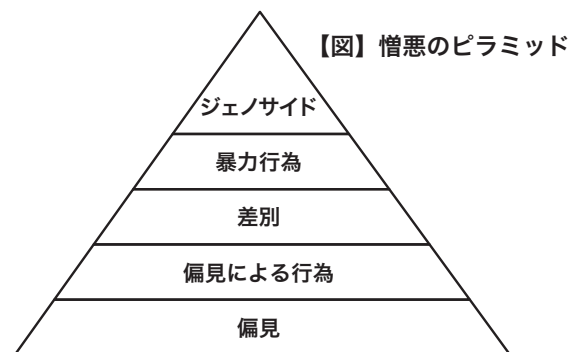
日本が1979年に批准したいわゆる国際人権規約（自由権規約）の第20条第2項は、ヘイト・スピーチについて定めています。そこでは、「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する」とあります。これは、ある国籍・人種（民族）・宗教の人達に対し、そのことを理由とした憎悪を表現し、差別や暴力や敵意を扇動することは、法律で禁止しなければならないという

意味です。

このようなことを考えると、ヘイト・スピーチとは「憎悪表現」と直訳するのではなく、「差別の扇動」もしくは「差別扇動表現」と訳すのが適切です。

ヘイト・スピーチと関連してヘイト・クライムという用語があります。これは差別的動機に基づく犯罪をいい、物理的暴力が中心となります。例えば、京都朝鮮学校襲撃事件では、差別的な言葉をぶつただけではなくて、学校のスピーカーのコードを切ったり、授業中に来て、校門をたたき、スピーカーで大声で妨害しました。これらの行為には、威力業務妨害罪、器物損壊罪、侮辱罪という判決が確定しています。

ヘイト・スピーチとヘイト・クライムとの関連及びその害悪を示す憎悪のピラミッド【図】というものがあります。根底に、ある属性の人達への偏見があり、部屋を貸さないとかヘイト・スピーチといった差別が起こります。悪化すると暴力行為へとつながり、ジェノサイド（特定の属性を持つ集団の虐殺）へとつながっていきます。



ヘイト・スピーチが、具体的に暴力に直結することもすでに起こっています。日朝首脳会談の直後の2003年に弁護士有志が東京・大阪の朝

鮮学校の全児童・生徒を対象に実態調査をしました。半年間で全児童・生徒の4分の1が差別的攻撃を受けていましたが、そのうちの4分の3が言葉による攻撃を受け、残りの4分の1は制服を切られたり、唾を吐きかけられたり、駅のホームから突き落とされる等の暴力を受けていました。ヘイト・スピーチ、ヘイト・クライムという言葉自体は新しいのですが、このようなことは、戦後もずっと続いてきたのです。

2 ヘイト・スピーチの害悪

ヘイト・スピーチには2つの深刻な害悪があります。まずはマイノリティの人達が受ける害悪です。単に心が傷つくということだけではなく、ヘイト・スピーチを聞いて親に自分は日本国籍を取るとか民族名を一生隠すと言った子どももいます。民族学校に通う子ども達約1400人に実施されたヘイト・スピーチの被害実態調査（2015年）によると、ヘイト・スピーチに対して、怒りもありますが怖いという回答が多くありました。いつ暴力に変わるかわからない、いつ殺されるかわからないという恐怖です。その恐怖から、電車の中でハンゲルの本は開けないとか民族服の制服も着られなくなっています。攻撃されることを心配せずに出かけるとか、自分の着たい服を着るとか、名前を名乗るとか、多数派の日本人なら当然のようにできるそのようなことすらもできない状態になっています。

京都朝鮮学校襲撃事件の例でいうと、学校は移転して他の学校と統合されました。襲撃されたことで一部の保護者は、朝鮮学校には通わせるのをためらい、生徒が減りました。心身が深く傷つき学校をやめた教職員の方もいました。学校を迷惑施設のように言う地域の人も出てきてしまいました。

もう一つ、特にヘイト・スピーチで特徴的なのは、社会全体に対する害悪です。社会に差別や暴力を広げるのです。よく知られているのはナチスによるユダヤ人や障がい者に対する虐殺

がありますが、日本でも実際に同様の事件が起こっています。日本が朝鮮を1910年に植民地支配する前後から、朝鮮人は怖い、劣っているなどのヘイト・スピーチが行われました。1923年の関東大震災の混乱状態の時に「朝鮮人が井戸に毒を投げた」とのデマが流されました。それにより、数千人の朝鮮人が、軍や警察だけではなく民間の自警団の人達によって殺されたのです。しかし、この虐殺に対し国は調査も謝罪もしていません。だから、現在、在日コリアンがヘイト・スピーチからまたそういう事にまで発展するのでは、と現実的な恐怖を感じるのは当然のことなのです。

3 国際人権法におけるヘイト・スピーチ

そもそも人種差別撤廃条約は、ヘイト・スピーチ、ヘイト・クライム対策として制定されました。第二次世界大戦後成立した国連は戦争だけでなくナチス等の差別や他民族虐殺に対する反省に基づいて成立したのです。ところが、1959年末から欧米諸国でユダヤ人に対するヘイト・スピーチやヘイト・クライムが吹き荒れました。その時に急遽作られた条約です。締約国は「いかなる個人や集団、組織による人種差別も禁止し、終了させる」といった義務を負っています。日本はこの条約に1995年に加盟しています。ヘイト・スピーチについては、犯罪として止めるよう求められていますが、日本は、「日本国憲法下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障に抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する」という留保（条件）をつけています。刑事規制というのを一切しないと言っているわけではありません。

国際人権法では、「表現の自由を守るためにはヘイト・スピーチを規制しなければならない」と考えます。ヘイト・スピーチは表現なのだから、表現で反論すればよいという人もいますが、「死ね」「ごきぶり」と言われてどのよ

うに反論することができるでしょう。もともと社会的に弱い立場にあるマイノリティが攻撃された場合、恐怖と屈辱感、孤立感、絶望感で反論することは極めて困難です。ヘイト・スピーチは実質的にマイノリティの表現の自由を奪うのです。マイノリティが発言できなくなり、誰もが自由に発言して社会を作るという民主主義の基盤が掘り崩されます。

もう一方で、国際人権上共通の問題としてあるのが、規制の乱用の危険性です。人種差別撤廃委員会が、2013年にすべての国に向けて出した勧告（一般的勧告35）では、過度の規制をしないよう、ヘイト・スピーチはどのようなもので、どのように規制しなければならないのかを例を挙げ、それぞれの国で参考になるように、ガイドラインを作っています。委員会はその中で、犯罪化するの是最も重大なものに留めるべきだと書いてあります。何が重大なヘイト・スピーチなのかは、様々な要素を考慮して表現の文脈の中で判断すべきとも言っています。発言者の立場や地位によって与える影響が全然違いますし、発言の意図や目的を把握することも大事です。また、ヘイト・スピーチの規制の名のもとに社会への不満の表現やマイノリティの表現活動を抑圧してはならないとも指摘しています。

4 国際人権基準の求める法制度

私は、国際人権法が人種差別撤廃のために8つの最低限の基準を求めていると考え、次のように整理しています。一番目はそれぞれの国で、どういう人達が差別を受け、どういう状態にあるのかを調べることです。二番目に、国がやってきた政策が、その人達に差別を生じさせ、悪化させていることがあるのではないかを問い直すことです。ナチズム、植民地主義、奴隷制度等、国家権力が差別を作り出してきた反省に基づいています。三番目が平等な人権を保障するための法制度を作ることです。四番目が人種差別撤廃法制度の柱になりますが、人種差

別を禁止する法律を作ることです。中でもヘイト・スピーチ、ヘイト・クライムについては一般的な禁止ではなくて、処罰をしていくということです（五番目）。そして、もう一つの柱となるのが、六番目の教育です。教育なくしては差別の根絶はありえませんので、人種差別撤廃に向けての教育を行うということです。七番、八番目はこれらの差別をなくす政策を国がきちんと進めていくことを担保する制度です。国内人権機関、個人通報制度を採択することが求められています。個人通報制度というのは、差別かどうか裁判で争われて、差別と認められなかった場合に、人種差別撤廃委員会に個人が訴えることができる制度です。ただ裁判ではないので強制力はありませんが、条約に基づいて条約違反かどうか判断をしてもらうということになります。

外務省が発表していますが、国レベルでヘイト・スピーチに対する刑事規制がないのはOECDの中で日本とアメリカと韓国だけです。ただアメリカは差別禁止法等がありますので、そういう点では、日本はとりわけて遅れています。

5 地方でのこれまでの取組と新法の影響

条約上、4で述べた最低限の国際人権法上の責務は、各国政府だけでなく地方公共団体も対象となっています。

また、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下、解消法と記す）ができて、「地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」ことになりました。

本来国際人権法上求められている基準からすれば、解消法の対象は人種差別全体ではなく、禁止規定もない理念法であり、定められた責務も抽象的です。それでも、日本で初めて在日外

国人に対する差別があり、深刻な被害が生じ、緊急な課題であることを認めて解消するのだと宣言したという意味は大きいのです。

在日外国人を含む住民の生活と人権を守る地方公共団体が、差別のない社会に向け、この法律を実効性あるものにするため、具体的な差別撤廃施策や条例づくりを検討する必要があります。その際に、地域での差別の実態調査は不可欠です。

解消法6条では教育の充実、7条の啓発活動では「国民に周知し、その理解を深める」と書いてあります。例えば、「在日特権」というデマを信じている人もいるようですが、そもそもなぜ在日コリアンが日本にいるのかという歴史的背景を知らない人もたくさんいます。これまでどのような偏見や差別にさらされ、どんな不利益を被ってきたかを知らないのです。このようなことを、学校教育もですが、社会教育の中でも啓発していくことは、差別をなくしていくためにとても大事だと思います。また、東日本大震災や熊本地震においては、「朝鮮人が井戸に毒を投げ込んだ」というデマがネット上で流され、ヘイト・クライムまで発展しそうになりました。そのような場合に、国や地方公共団体が啓発活動としてそのデマを即座に公式に否定することが効果があると思います。

また、解消法成立により、ヘイト・スピーチが行われると分かっているような催しやデモがある時に、地方公共団体が利用を制限することが期待されます。東京弁護士会では、すでに2015年9月に、実際に使ってもらうために「地方公共団体とヘイトスピーチ」というパンフレットを作りました。そこではヘイト・スピーチが行われると分かっている時には、人種差別撤廃条約を根拠に、会場などを貸さないことができるといったことが説明されています。濫用を防ぐためにも、現場で判断することが厳しい場合のためにも、2016年1月に作られた大阪市の条例にあるような、専門家による審査会を作

るということが有効だと思います。

なお、大阪市の条例は事後的にですが、ヘイト・スピーチに当たるかどうかを審査し、当たる場合には公表するという仕組みです。

解消法の最後に附則がついています。その2条に「不当な差別的言動にかかわる取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする」とあります。見直し条項です。人種差別撤廃条約上の義務に照らして足りないところは改正したり、新法を作る必要があります。

2015年末、法務省は予算案の中で、2020年のオリンピックまでに人権大国日本を実現するとの方針を打ち出しました。今年度、法務省がヘイト・スピーチだけでなく、外国籍の人に対する実態調査の準備をしているところです。解消法とその具体化を国際人権基準に合致する人種差別撤廃法整備の出発点としていきたいと思います。

執筆者紹介

師岡 康子 (もろおか やすこ)

2002年から弁護士として人種・民族差別問題に取り組む。2007年から3年間アメリカ・イギリスのロースクールに於いて、人種差別撤廃条約や各国の人種・民族差別撤廃法等を学び、現在大阪経済法科大学客員研究員である。

主な著書は「ヘイト・スピーチとは何か」(岩波書店)、「今、問われる日本の人種差別撤廃」(解放出版社)、ほか。

※平成28年度福岡県社会人権・同和教育担当者研修会での師岡さんの講演を、本人の承諾を得て、福岡県教育委員会が要約したものです。

文部科学省人権教育研究指定校事業

「外国人の人権と異文化」の理解を促す授業モデルを開発する実践的な研究
～各教科等と道徳の時間との関連を図った学習展開の工夫を通して～

行橋市立行橋南小学校

日本に入国する外国人は、平成27年では1900万人を超え、過去最高となっています。また、日本で暮らす外国人は223万人(平成27年)となり、増加傾向にあります。その一方で、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。この人権問題について、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動いわゆるヘイトスピーチが社会的に関心を集めています。本県においても在留外国人が6万人を超え、増加しており、外国人と接する機会が増えています。そのような状況を踏まえ、行橋市立行橋南小学校では、「福岡県人権教育推進プラン」を基に普遍的な視点からのアプローチを中心に人権教育を進め、個別的な視点からのアプローチとして外国人の人権の学習を通して、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人のもつ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権を尊重することができる児童の育成に努めています。

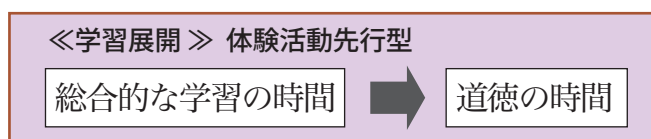
今回は、行橋市立行橋南小学校が、外国人の人権について児童の理解を促す授業モデルの開発を行った人権教育研究指定校事業の取組について紹介します。

1 取組の実際

(1) 授業実践の手立て

教科や特別活動・総合的な学習の時間と道徳の時間との関連を図り、外国人との交流活動を効果的に位置付けた学習を行いました。その学習過程で、異文化を正しく理解し尊重する態度を育てるとともに、在留外国人の状況・課題等に関して学年に応じた理解を促し、最終的には異なる文化をもつ人々と共生していく態度の育成を図っていくこととしました。

学習展開を「体験活動先行型」で行っています。「体験活動先行型」とは、「総合的な学習の時間」に外国人との交流集会の準備や外国人との交流を体験し、その後「道徳の時間」に児童のその体験を想起させ、その時の意識の継続や実践意欲の向上をねらい、関連する資料を基に授業を行うものです。



(2) 授業モデルの実際

<学習展開 体験活動先行型の具体例>

総合的な学習の時間 展開例

【単元名】「住みよい町づくり」 第4学年 <実感する・考える段階の価値的・態度的側面>


【単元目標】

- 外国人との交流活動を通して、外国人の生活習慣に対する理解を深め、その習慣と自分との関わりに気付くことができる。
- だれもが住みやすい町づくりに向けて、交流活動や調べ学習の中で自分のできることを考え、それをわかりやすく紹介したり、生活に活かそうとしたりすることができる。

体験活動「行橋市内の外国人との交流」

【活動内容】 外国人との交流会

【活動目標】 行橋市内の外国人との交流会を通して、住みよい町にするために自分に何ができるのかという課題意識を持つことができる。

| 過程 | 学習活動 | 教師の支援及び留意点 |
|--|--|--|
| 導入 | 1 仲良し集会を開くまでの経緯を振り返り、本時学習のめあてをつかむ。 | ○ 「外国人への思い」を想起させ、感想のキーワードを短冊にして提示する。 |
| <p>〔めあて〕 外国人と楽しく交流して外国人のことを知り、今後の活動の見通しをもとう。</p> | | |
| 展開 | 2 仲良し集会を始め、GTの自己紹介を聞く。(GT…ゲストティーチャー) 3 外国人とふれあう活動をする。 (1) 交流・ゲーム ○指先であいさつ ○あいこじゃんけん ○記憶ゲーム「となりはだあれ」 (2) GTへの質問タイム ・小グループでの交流をする。 ・全体での交流をする。 (3) GTからのメッセージを聞く。 | ○ GTの出身国や言語が視覚的に確認できるように、地図や短冊を使って表示する。 ○ 児童とGTが関わりながら活動できるように「児童が経験している遊び」「ルールが簡単な遊び」「コミュニケーションが多く図れる遊び」から交流・ゲームを選択させる。 ○ 打ち解けた話しやすい雰囲気の中で交流できるように、小グループでの質問タイムを設定する。 |
| 終末 | 4 本時学習のまとめをする。 (1) 感想の発表をする。 (2) 感謝の思いをGTに伝え、会を終える。 |  |
| <p>＜児童の感想＞</p> <p>「日本に住んで、言葉が分からなくて困ることがあっても、自分から話しかけるなんてすごい！」 「行橋はきれいで、人もやさしいと言ってくれてうれしかった！」</p> | | |

【質問タイムの様子】



＜総合的な学習の時間＞

体験活動「アジアの国々の人との交流」

【活動内容】 アジアの国々の良さを伝え合う

【活動目標】 アジア地域に住む外国人との交流を通して、その国のよさを知り、外国や外国人への関心を深めたり、自分の国のよさを考えたりする。



道徳の時間 展開例

【資料名】 「日本のお弁当」


《気付く・考える段階の価値的・態度的側面》

(公益財団法人海外子女教育振興財団「海外子女文芸作品コンクール」第17回掲載作品)

【ねらい】 内容項目 4－(6)

我が国の伝統と文化に親しみ、国を愛する心をもつとともに、外国の人々や文化に関心をもつ。

日本の文化のすばらしさを知り、そのよさを伝え合ったり、認め合ったりすることのよさに気付くことで、自分の国を大切に思う態度を育てる。

| 過程 | 学習活動 | 教師の支援及び留意点 |
|---|---|---|
| 導入 | <p>1 仲良し集会の写真や実態調査表をもとに、自分の国の思いや行動を想起させ学習のめあてについて話し合う。</p> <p>〔めあて〕 外国人と関わる時に大切な心を見つけよう。</p> | <p>＜ポイント＞</p> <p>体験を想起させる話題や写真を使い、日本と外国の文化の違いを強く感じさせ、文化の違いから起こる問題を自分のこととして捉えさせる。</p> |
| 展開 前段 | <p>2 資料「日本のお弁当」を通して、主人公に対する気持ちや考えについて話し合う。</p> <p>(1) 日本のお弁当を悪く言われるのが嫌な主人公の気持ちを考える。</p> <p>(2) お弁当を持って行かない主人公の気持ちを考える。</p> <p>(3) 和食を紹介する主人公の気持ちを話し合う。</p> <p>【発問】 なぜ紹介したくないのか</p> <p>【発問】 なぜ紹介しようと思ったのか</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 状況を的確に把握させるための挿絵を使い、あらすじを構造的におさえていく。 ○ 吹き出しに書くことで、和食のよさをわかってもらえないらだちやあきらめ、はずかしさなど多様な意見を引き出す。その後、交流を行い意見の違いに気付いたり認め合ったりする。 ○ 自分の国の良さを否定的に捉えたり、認めてほしいと考えたりして心が揺れ動いていることに気付かせる。 ○ 「紹介する」という気持ちが勝ったのはどのような気持ちからか全体交流でまとめる。 |
| 展開 後段 | <p>3 主人公の気持ちの変化から価値とする心について話し合う。</p> <p>【発問】 なぜ、主人公の気持ちが紹介しようという気持ちに変わったのか</p> <p>【発問】 紹介した後、友だちに何と伝えたのか</p> | <p>場面① 気付く段階での 価値的・態度的側面</p> |
| <p>見つけた心 おたがいの国のよさをみとめ合い大切に作る心</p> | | |
| 終末 | <p>4 これまでの自分の心を振り返り、本時学習をまとめ価値をあたためる。</p> <p>(1) これからの自分について考え、具体的な場面でのように行動したいかについて書き、交流する。</p> <p>Q 今日見つけた心をどんなことにかしたいですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人に日本のよさを伝えるために、日本のことも勉強したい。 ・相手の国のことをもっと知りたい。 ・また外国人といっしょに学習することができたら、日本のよさをもっと伝えたい。 <p>(2) お世話になった外国人からの手紙の内容を聴く。</p>  <p>【手紙を紹介している様子】</p> | <p>場面② 考える段階での 価値的・態度的側面</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本の文化を尊重する外国人の様子が分かる写真や体験学習でお世話になった外国の方からの手紙を紹介し、自分の国を愛する価値を心に留め、大切にしよう促す。 |

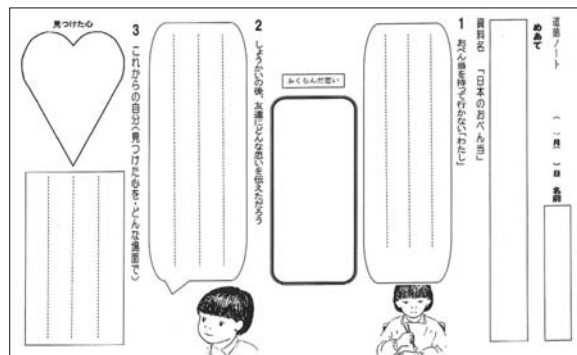
日本のおべん当

私はお父さんの仕事のかんけいで、アメリカへ来て三年になります。アメリカンスクールへ楽しくかよっています。でも、これまでに一つだけやなことがありました。それは、スクールでのランチのときのことです。日本のおむすびや、やきそばなどは、アメリカ人にとってへんな食べ物に見えるようで、わたしが、お母さんが作ってくれたおべん当を食べると、アメリカの友だちから、「なにそれ。気持ち悪い。」といわれたのです。わたしは、そういうわかれなことがとていやで、ランチのときは、みんなにおべん当を見られないように、かくして食べるようになりました。そのことを、たんにんのマッカーシー先生が知って、わたしのお母さんにつたえました。すると、お母さんは、「はるかちゃんは日本人だから、日本のおべん当を食べることをはずかしがなくてもいいのよ。どうして気にするの。」といいました。でも、わたしはもうぜったい日本のおべん当をスクールへは持っていきたくないと、答えました。わたしの気持ちを知ったマッカーシー先生は、「どうしてはずかしがるの。お母さんが作ってくれたおべん当は、すてきじゃない。サンドイッチにかえるのもったいないわ。」といったのでした。もうひとりの先生も、「アメリカにはさまざま民族が住んでいるのよ。それぞれがう文化や風習があることを、みんな学んでいかなきゃね。いろんなおべん当があつていいのに、へんな目で見るはいけないことよ。」と、みんなにいつてくれましたが、それでもわたしはぜったいにいやでした。何日かして、マッカーシー先生は、日本のおべん当をクラスの人みんなにしょうかいしてみたらどうかと、ていあんにしてくれました。お母さんは、日本料理の写真のつた本といっしょに、「わたしは日本人は、たくさん野菜を食べます。油をほとんどつかわない料理もたくさんあります。」というメッセージをつけて、わたしに学校へ持たせました。すると、その本を見たクラスの人みんなは、「おいしい。」「きれい。」「さげきい。」と感げきしているよつです。わたしはとてもうれしくなりました。その後、お母さんの作ってくれた日本のおべん当をスクールへ持っていくて見せると、今度はみんな感心して、日本の料理はこういうふうなんだと理かいてくれました。こうしてわたしは、また、日本のおべん当を広げて、みんなといっしょに楽しく食べられるよつになりました。そしてわたしは、世界にはいろいろな民族がいて、それぞれ自分の国や民族の文化や風習を愛していることを、おたがいがとめあえたらいいなと思ひました。

出典 公益財団法人海外子女教育振興財団
「海外子女文芸作品 第十七回掲載作品」

＜本学習を終えての成果と課題＞

- 「道徳の時間」と「総合的な学習の時間」などを関連させ、総合的な学習の時間の中での体験活動によって、本時の学習を自分との関わりのある事象として捉えさせることができ、自分の考え方の変化や自分の良さに気付いたり、価値とする心に効果的に迫ったりすることができた。
- 交流の時間を十分に設定したことで、互いの考えや思いを認め合う喜びを味わうことができた。その経験が今後の地域をはじめとする様々な人と関わりたいという意欲を喚起した。

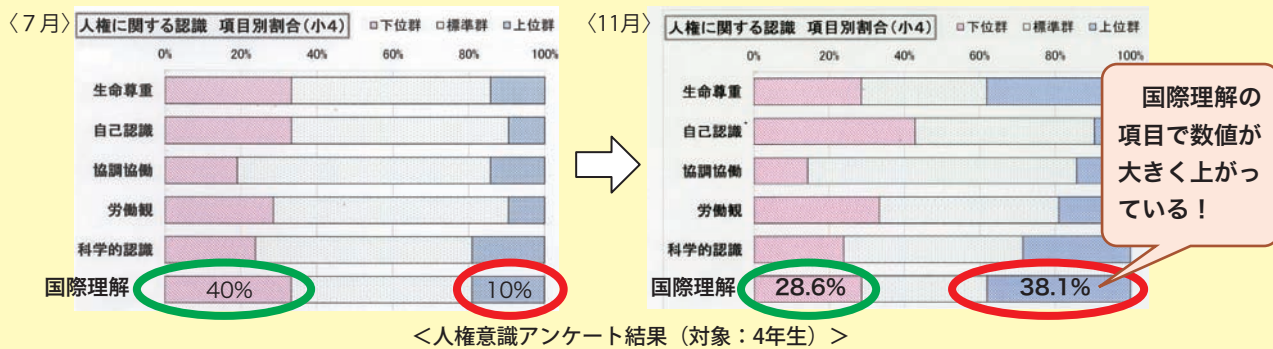


【道徳の時間のワークシート】

2 今後に向けて

7月と11月で行った外国人に関する人権意識調査(下図)では、国際理解の項目で、上位群の割合の増加、下位群の割合の減少が見られ、道徳の時間の学習と総合的な学習の時間での体験活動を関連付け、外国人との出会いにおいてよいイメージを持たせることができています。総合的な学習の時間での体験活動において、外国人のGTとのコミュニケーションを通して、言葉だけでなく表情や態度でも思いを伝えることができることに児童は気付くことができました。このことにより、外国人との出会いを大切にしたい体験活動と道徳の学習内容を関連付けることは、児童の外国人に対する肯定的な見方・態度を育成するだけでなく、コミュニケーションの大切さを学ぶことで、日常の学校生活における人間関係づくりにも有効に働いています。

今後に向けては、さらに他教科と関連付けを図りながら、外国人に関する知的理解と多様性を認めることができる人権感覚の育成に向けて、低学年・中学年・高学年の発達段階に応じた系統的な授業モデルの開発が必要であると考えます。



地域住民と考える「外国人の人権」

日本で暮らす外国人の数は、年々増えています。また、2020年東京オリンピックを見据え、観光で訪れる外国人の人数も、同様に増加傾向にあります。人・物・情報が地球規模で行き交う今日、地域や職場、学校など私たちの身近なところで、国籍や民族の異なる人びととの出会いや交流が見られるようになっていきます。

一方、日常生活のなかで、日本語が話せない、よく理解できないために役所や学校からの必要な情報が届かなかつたり、地域や職場、学校の中で孤立したり、外国人であることを理由に希望する住宅への入居を断られたり、言葉の問題によって病気になったときに医師に病状を適切に訴えられなかったりなど、さまざまな困難や不利益を感じている外国人も少なくありません。

私たちは、お互いに多様な価値観を持ち、異なった歴史や文化に対する認識を深め、尊重するとともに、多元的文化や多様性を容認する心を育むことが今後より一層必要です。今回は、国際理解の推進を図り、外国人への偏見や差別をなくすために自分に何ができるかを考える学習プログラムを紹介します。

1 学習プログラム例 (90分)

(1) ねらいと準備

| | |
|-----|---|
| 対象者 | 地域・保護者 |
| ねらい | ○自分のまわりにある問題に気づくことができる。 ○様々な文化や多様性を尊重することができる。 |
| 準備 | ①ワークシート ②テキストまたはパワーポイントなどの説明資料 ③映像または読み物資料 |

(2) 学習の流れ

①導入<グループ編成・自己紹介・ウォーミングアップ> (20分)

ア 今日のねらいの確認をする。

イ 自己紹介・ウォーミングアップをする。

(例) ☆ご飯が一番合うと思うおかずは何ですか？
☆自由な日が一日あったら何をしますか？

多様な答えが出るものがよいでしょう。様々な生活様式や考え方を浮かび上がらせてください。

ウ いくつかのグループが、感想を発表する。全体で交流しやすい雰囲気をつくる。

②展開 (55分)

ア 国内や県内の外国人に関する現状について知る。

☆居住者数・観光客数の推移 ☆出身国別の状況
☆外国籍児童・生徒数 ☆留学生の状況 等

地域に在住する外国人のことを把握しておくことも大切です。

イ 具体的な事案から、自分の事としてとらえ、自らを見つめ直す。

○地域在住外国人の話を聞く。「悩み」「困ったこと」「希望」などを話してもらう。

○外国人の人権をテーマにした視聴覚教材を見て考える。

視聴覚教材の参考例

『ホームタウン』外国人が、日本の学校や社会で経験する様々な葛藤が描かれています。

(D 2 1 0 2 東映株式会社)

『日常の人権Ⅱ』差別や偏見などで苦しむ外国人の心の痛みを伝えています。

(D 2 1 0 7 東映株式会社)

『新・人権入門』無意識に他者の人権を侵害していることを考える内容となっています。

(D 2 6 4 7 東映株式会社)

(人権・同和教育課所蔵DVDより)

ウ イの内容を踏まえ、日本で生活する中でどのようなことで困っているのかワークシートを利用して、考える。その後、グループで交流する。

エ グループごとに事案を決め、「なぜそうなったのか」と「解決方法」を話し合う。

事案A Aさんはインターネットで気に入ったアパートを見つけ、詳しい話を聞きに行ったが、外国人であることを理由に契約できなかった。

事案B 料理が好きなBさんは、居酒屋でアルバイトをしたくて面接に行ったが、外国人であることを理由に断られた。

事案C 留学生のCさんは、積極的に地域の行事に参加しているが、みんなとなかなか仲良くなれず、さびしい思いをしている。

事例案です。

オ グループでまとめたことを全体で交流し、意見交換をする。

③振り返り・まとめ (15分)

まとめの視点 (例)

実際に地元で実施されていることの紹介もよいでしょう。

◎お互いのことをもっと知ろう (国際理解)

異なる文化や価値観の違いを認め、お互いの人権を尊重することが大切です。講演会や、交流イベント等に参加するなど、相互理解を推進しましょう。

地域での事業や学校での取組の紹介もよいと思います。

◎相手のことをもっと考えよう (住みやすい環境づくり)

在住外国人が年々増加する中で、外国人にも配慮した環境づくりが求められています。地域に暮らす外国人の人権を擁護するために、それぞれの立場や役割にあわせ取り組んでみましょう。

多言語パンフレットや防災ハンドブック、日本語教室の紹介もよいと思います。

◎違いを尊重しよう (多様性の尊重)

外国人に限らず、私達はみんな多くの違いがあります。他者に興味・関心を持ち、互いの違いを認め合いながら、共に生きていきましょう。

視聴覚教材や読物資料の活用もよいと思います。

読物資料の例 『(公財)箕面市国際交流協会HPから』

「クラスに外国人がいることを学びのチャンスととらえて」 メーリさん

小学6年生になる娘は学校のことでよく泣いていましたが、彼女が唯一泣かなかった学年があります。それは3年生の時。学校に行くのが楽しくて、友達もたくさんできて、本当に感謝した年でした。先生が始業式のために、子どもたちに「みんな違うんだよ」「世界にはたくさんの人が住んでいるんだよ」「みんなの違いを認め合って、同じ日本人でもこれだけ違いがあるでしょう」「同じ顔の子はありえないでしょう」と。みんな違ってOK、みんなのいいところを見ていこうねって話してくれたそうです。

最初、始業式が終わって家に帰ると「新しいクラスにこういう子がいるねん」という感じで多分子どもたちが話すと思うんですが、その時に親が「良かったね。違う国の友達がいて！いろいろ覚えること、学べるのが沢山あるね」という感じで答えてほしいと思います。子どもたちは日頃大人が言っていることを聞きながら成長するので、本当に気をつけていただきたいです。「外国人のお友達がいることは新しいことを学ぶチャンスがある」ということを、お父さんやお母さんたちにもっと感じてほしいです。



ヘイトスピーチに対する取組について

近年、ヘイトスピーチが社会問題化する中で、平成28年6月3日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が公布・施行され、ヘイトスピーチをはじめ人種差別意識の解消に向け、実行性のある施策の構築が求められています。法律の第六条においては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動の実施とそのため取組を行うことと規定されています。

そのような中、文部科学省は、法律の制定に伴い『「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の施行について』を平成28年6月20日に発出しています。関連する条約等と併せて法律の内容について十分に理解することが必要です。今回は、ヘイトスピーチ解消に向けた国際的な潮流、ヘイトスピーチ解消のための法制定までの動き、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の条文について紹介します。

1 ヘイトスピーチ解消に向けた国際的な潮流

(1) 世界人権宣言において

世界人権宣言とは

世界人権宣言は、人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、第二条において、すべての人が、「いかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」と規定しています。

- 昭和23年(1948)年12月10日に第3回国連総会において「世界人権宣言」として採択されました。

(2) 国際人権規約において

ア 国際人権規約とは

国際人権規約は、国際人権条約の1つであり、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。

- 昭和26(1951)年 第6回国連総会
市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)と経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)とに分けて2つの国際人権規約を作成することが決定されました。
- 昭和41(1966)年12月16日、第9回国連総会において採択されました。
- 日本は、昭和54(1979)年に自由権、社会権両規約を批准しました。

イ 国際人権規約におけるヘイトスピーチ解消に関連する条文(抜粋)

市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約) 第二十条

差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。

(3) あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(以下、人種差別撤廃条約と記す)

ア 人種差別撤廃条約とは

人種差別撤廃条約は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、全ての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とします。

- 昭和40(1965)年第20回国連総会において採択されました。
- 日本は平成7(1995)年に加入しました。

イ 人種差別撤廃条約におけるヘイトスピーチ解消に関連する条文(抜粋)

第4条

- (b) 人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であると認めること
- (c) 国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと

2 ヘイトスピーチ解消のための法制定までの国内外の動き

<国連人種差別撤廃委員会>

日本国内におけるヘイトスピーチの広がりに対して懸念を示し、日本に対し適切な措置をとるよう勧告

「憎悪及び人種差別の表明、デモ集会における人種差別的暴力及び憎悪の扇動にしっかり対処すること」等



人種差別撤廃条約が禁止する人種差別に抵触する可能性があるのではないかという国際的な懸念

- 国民の意識・多様性に配慮した日本社会のあり方
- 国としての人権に対する基本的な姿勢に関わる問題



国内における人権問題として解決すべき課題の存在

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動

- ・人々に不安感や嫌悪感を与える。
- ・人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりする。



平成27年7月 国が初めてのヘイトスピーチ実態調査を開始



平成28年3月 法務省、ヘイトスピーチに関する実態調査報告書公表
「沈静化したとは言えない」という見解



平成28年6月3日 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が公布・施行

3 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」 (平成28年6月3日 公布・施行) について

【前 文】

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

【第一章 総則】

目 的

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

定 義

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

基本理念

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

国及び地方公共団体の責務

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

【第二章 基本的施策】

相談体制の整備

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を準備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

教育の充実等

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

啓発活動等

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

【附則】(省略)

【附帯決議】(抜粋)

一 第二条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。

※ 法律の全文は法務省ホームページの「ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動」で閲覧できます。

なお、福岡県教育委員会のホームページから本サイトへのリンクを作成しています。

ヘイトスピーチに関する参考資料（ウェブサイト等）

◆外務省ホームページ

・「世界人権宣言」「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」

◆法務省ホームページ

・ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動
 ・ヘイトスピーチに関する実態調査報告書
 （公益財団法人 人権教育啓発推進センター 平成28年3月）

◆文部科学省ホームページ

・ヘイトスピーチ解消に資する人権教育に関する特色ある実践事例



人権教育DVD (ビデオ) の貸出を行っています

| 配置年度 | 題名 <視聴時間> | パンフレット | 内容 |
|------|---|---|--|
| H27 | D2763 こえ <small>かたち</small> の形 <30分> |  | 現代の子どものリアルな表情を描きつつ、「いじめ」や「障害者との共生」などのテーマを、視聴者が自然に考えることができる物語であり、人権意識を常に高く持っていないと、周囲の人間を傷つける可能性があることを教えてくれる内容となっている。 対象:中・高・一般 原作 大今良時/講談社 監修 一般社団法人 全日本ろうあ連盟 制作 東映株式会社 教育映像部 |

配置場所

○ 人権・同和教育課 (TEL) 092-643-3918 (FAX) 092-643-3919
(人権教育DVD等についてはホームページに、目録を掲載しています。)

人権教育DVD 福岡県 で 検索 

児童生徒向け、保護者向け、一般向けの研修会や学習会で是非ご活用ください。

人権教育DVD (ビデオ) の借用について

- 1 利用手続** 原則として直接来課し、借用書に来課した方が記入・押印の上、DVD等と利用報告書を受け取ります。県立学校及び県の出先機関、県内各市町村等(教育委員会を含む)については、使送便を使って借用できます。
- 2 利用期間** 原則7日以内(貸出しの日を含む)です。ただし、必要と認められる場合は期間変更も可能です。
- 3 返却** 利用報告書に必要事項を記入し、上記1と同様、直接来課または使送便で返却してください。

◎ 電話またはメールにて予約できます。 kdowa@pref.fukuoka.lg.jp

編集後記

▼本号は外国人の人権をテーマに作成しました。本年は「障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律」が施行され、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立、施行される等、人権が尊重される社会の確立に向けての大きな節目の年となりました。

このような中、県内各地でも創意工夫された人権問題についての研修会や講演会等が多く開催されています。しかし、相模原障害者施設殺傷事件やヘイトスピーチに代表されるように世の中を分断する考え方や行動も見られます。研修会や講演会等が、法律の本身やマニュアルを学ぶだけではなく、その学びを通して、違いを認め、お互いの人権を尊重し合う社会へと進んでいけばと思います。

▼「人権教育は今」は年三回の発行です。本資料を様々な研修会等で御活用いただければ幸いです。

「人権教育は今」は福岡県教育委員会のホームページにも掲載しています。 人権教育は今 で 検索 